

お知らせ

犬や猫はルールやマナーを守って飼いましょう

◆犬を飼うとき

○散歩のマナーを守る
散歩中の糞は袋に入れて持ち帰り、燃やせるごみとして出しましょう。尿も、ペットボトル等に入れた水で十分洗い流しましょう。また、自宅でトイレを済ませるようにしましょう。

○無駄吠えをしないようにしつける
人が通ると吠える場合は、人が見えないよう犬小屋を移動したり、柵等で目隠しすると効果的です。

○放し飼いはしない
散歩中は必ずリードをつなぎ、短めに持ちましょう。公園や路上などでの放し飼いは、県の条例で禁止されています。

○飼い始めたら、30日以内に市役所または各行政センターで登録しましょう。

○狂犬病予防注射を毎年1回受けましょう。犬鑑札と注射済票の装着も忘れずに。

◆猫を飼うとき

○室内飼育を推奨します
近隣でのトラブルや迷子防止、猫自身を事故や感染症から守るなど多くの利点があります。

○不妊去勢手術をしましょう
近所とのトラブルを引き起こさないためにも、飼い主の皆さんのより一層のマナー向上にご協力をお願いします。

既存建築物の耐震補強等への助成金

<助成額>

耐震診断…要する費用の1／2（上限5万円）

耐震補強設計…要する費用の1／2（上限5万円）※耐震診断を実施したものに限る。

耐震補強工事…要する費用の23％（上限50万円）※耐震診断後に、耐震補強設計により実施するものに限る。

建替え工事…要する費用の23％（上限50万円）※建築確認を受けて昭和56年5月31日までに工事に着手して建築された木造住宅で耐震診断を実施したものに限る。

それぞれ要件がありますので、お問い合わせください。

空き家の適切な管理のお願い

管理不全な空き家（敷地内の草木等を含む）は、防災・防犯・衛生・景観等の悪化を招き、近隣の生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがあります。空き家は、所有者や管理者の責任において適切な管理をお願いします。市では、空き家の売却等の相談ができるサポート窓口「いえかつKUKI」や「空き家バンク」、住まいの将来への備えをテーマにした出前講座「空き家のはなし」を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

空き地の管理保全のお願い

空き地の管理状態が悪いと、雑草等が繁茂し、タバコの投げ捨て等による火災の発生や不法投棄の危険性が高くなります。管理者は草刈等、適正な管理をお願いします。

高齢者ふれあい元気サロン事業補助金制度

高齢者を対象に集いの場を提供し、介護予防活動を通して、友達作りや生きがい作りを支援する市民ボランティア団体（または個人）に、補助金を交付します。

事前協議の期限 9月30日(火)

※詳細は、窓口に配架している「申請の手引き」をご確認ください。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請

経済的な理由で小・中・義務教育学校の就学が困難なお子さんの保護者に対し、経費の一部を援助します。詳細は市ホームページをご覧ください。

※電子申請は11月30日(日)まで

広 告

陸・海・空・宇宙のテーマパーク

ユメノバ
下館ゴルフ倶楽部

廣澤美術館

広沢商事株式会社
 〒308-0811 茨城県筑西市ザ・ヒロサワ・シティ
 TEL0296-45-5601（観光部）

代替地登録制度

公共事業の実施で移転する方のための代替地となる土地を事前に登録する制度です。この登録はいつでも取り消すことができます。

登録条件 次の全てを満たす場合

- ・原則として一区画の面積が、120㎡以上で公道に接し、形状がよい
- ・所有者および所有面積が明確
- ・所有権以外の権利が設定されていない、または売買までに諸権利の抹消が確実に見込まれる

税制上の優遇措置 代替地の売買契約が成立した場合は、一定の条件のもとに最高で1,500万円の特別控除の適用が受けられます。

アリオ鷲宮路線（中田観光バス）運行休止のお知らせ

JR東鷲宮駅西口からアリオ鷲宮イトーヨーカドー間を運行している、中田観光バスのアリオ鷲宮路線が、令和7年12月1日から運行休止となります。

これに伴い、運転免許返納推進事業における同社の回数券は、9月末をもって交付を終了します。※既に交付済みの回数券の交換・換金等はできません。

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の方を養育している父母または養育者に手当を支給します。支給には登録が必要です。

※所得制限などの条件がありますので、該当と思われる方はご相談ください。

- ①身体に重・中程度の障がいがある、または長期にわたる安静を必要とする方（おおむね身体障害者程度等級表の1～3級と4級の一部）
- ②療育手帳のA・A・B程度
- ③精神障がいで①と同程度以上
- ※複数の障がいがある場合は個々の障がいの程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

在宅重度心身障害者手当

一定の障がいのある方に、年に2回（9月、3月）手当を支給します。支給には申請手続きが必要です。また、氏名・住所・障がいの程度などの変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・療育手帳A・A・B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

※市県民税が課税されている方、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措施による福祉手当の支給を受けている方は支給停止となります。

特別障害者手当等

支給には登録が必要です。所得制限などの条件がありますので、該当すると思われる方はご相談ください。

◆特別障害者手当

◆障害児福祉手当

シラコバト基金への寄付のお願い

シラコバト基金（シラコバト長寿社会福祉基金）は、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、県が設置している基金です。寄付金は、ボランティア活動の支援や、障がい者の生活をサポートする事業などに活用しています。詳細は県ホームページをご覧ください。

久喜警察署駐車監視員ガイドラインの改定

10月1日(水)より、市内の駐車監視員活動エリアが改定され、吉羽・青葉地内の一部が削除されます。詳細は県警ホームページをご覧ください。

注
目
情
報

お知らせ

募
集

イベント

スポーツ

相
談

公共施設

子育て

健康

フォト